

防整整第18294号  
令和7年7月30日

大臣官房会計課長  
地方協力局参事官  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局総務部経理課長  
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局企画部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局企画部長  
中国四国防衛局企画部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設整備課長  
(公印省略)

事業監理業務委託契約書第21条の2の運用について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、建設制度官、提供施設計画官

## 1 趣旨

事業監理業務委託契約書の運用基準について（防整施第7127号。28. 3. 31）別紙第11項第6号の規定に基づき、必要な細部事項を定める。

## 2 用語の定義

本運用における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 契約書 事業監理業務委託契約書について（防整施第6935号。28. 3. 31）に定められたものをいう。
- (2) スライド 契約書第21条の2に規定する賃金水準又は物価水準の変動による業務委託料の変更をいう。
- (3) 全体スライド 契約書第21条の2第1項から第4項までに規定する賃金水準又は物価水準の変動による業務委託料の変更をいう。
- (4) インフレスライド 契約書第21条の2第5項に規定する急激なインフレーション又はデフレーションによる業務委託料の変更をいう。
- (5) スライド協議 発注者又は受注者が業務委託料の変更の協議を行うことをいう。
- (6) スライド額 スライドによる業務委託料の変更額をいう。
- (7) 請求日 スライド変更の可能性があるときに、スライド協議を請求した日をいう。
- (8) 基準日 請求のあった日を基本とし、これにより難しい場合は、請求日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日をいう。
- (9) 残業務 基準日までの出来形部分を除いた業務をいう。

## 3 適用対象

事業監理業務委託契約書を適用する事業監理業務であり、残業務の履行期間が基準日から2月以上ある業務を適用対象とする。ただし、全体スライドを適用する場合は、業務の履行期間が12月を超える業務に限る。

## 4 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、インフレスライドの場合、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

全体スライドの請求は、賃金水準、物価水準の変動理由により契約締結の日か

ら12月を経過した後に変更請求が可能とする。

## 5 業務委託料の変更

- (1) スライド額は、変動前残業務委託料と変動後残業務委託料との差額のうち、変動前残業務委託料の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) スライド額は、建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務を除く事業監理業務については、設計業務委託等技術者単価並びにこれらに伴う直接経費、その他原価及び一般管理費等、また、直接経費で個別に積み上げる費用、建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務については、設計業務委託等技術者単価並びにこれらに伴う諸経費及び技術経費、また、特別経費で個別に積み上げる費用の変更について行われるものであり、歩掛の変更は考慮しない。
- (3) 増額スライド額の算定は、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)] \times K + \alpha$$

$S_{\text{増}}$  : 増額スライド額

$P_1$  : 業務費から基準日における出来形部分に相応する業務費を控除した額

$P_2$  : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$K$  : 落札率

$\alpha$  : 消費税等相当額

※全体スライド、インフレスライドに係る増額スライド額の算定式は共通である。

- (4) 減額スライド額の算定は、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)] \times K + \alpha$$

$S_{\text{減}}$  : 減額スライド額

$P_1$  : 業務費から基準日における出来形部分に相応する業務費を控除した額

$P_2$  : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

$K$  : 落札率

$\alpha$  : 消費税等相当額

※全体スライド、インフレスライドに係る減額スライド額の算定式は共通である。

## 6 残業務の算定

- (1) 基準日における残業務を算定するために行う出来形数量の確認は、基準日までの出来形業務人日数などを積み上げる。
- (2) 基準日以降の残業務をスライドの対象とする。また、基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている内容についても、スライドの対象とする。
- (3) 建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務を除く事業監理業務における直接経費等、建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務における特別経費で個別に積み上げる費用についても出来形数量として取り扱うことができる。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる業務量について、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

## 7 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき、双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

## 8 変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、設計図書等を変更する際に行うことができる。

## 9 スライドの併用

スライドを実施した後であっても、以下の条件を満たした場合には、再度スライドをすることができる。

- (1) 全体スライドの請求は、同スライド又はインフレスライドを実施した後であっても、スライドの適用から12月を経過すれば請求することができる。
- (2) インフレスライドの請求は、同スライド又は全体スライドを実施した後であっても、請求することができる。
- (3) 前項(1)及び(2)の適用に当たっては、基準日以降の残業務期間が2月以上ある場合に限るものとする。

## 9 その他

本通知の実施にあたり疑義が生じた場合には、整備計画局施設整備課長と協議するものとする。